

○独立行政法人日本スポーツ振興センター事務手続

・概要

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入することにより学校管理下において児童生徒に災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）が発生したときに、医療費、見舞金等の災害共済給付を受けることができる。

・関係法令等

- (1) 災害共済給付の手引
- (2) 災害共済給付関係法規集

・事務処理

| | 処 理 内 容 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度の説明 | しおりにより新入生保護者に説明する |
| 加入手続き | 加入初年度のみ、保護者の同意書を回収し、学校に保管する 保護者負担分の掛金を徴収し、地教委へ納入する |
| 共済給付金の請求 | 災害報告書を提出する * 「医療等の状況」を添付する 「医療等の状況」を保護者に渡し、医師に記入してもらう 事故災害の内容によっては他の書類が必要となる場合もある ※ 2か月以上にまたがる場合の2回目以降は「災害継続報告書」を提出する |
| 給付金の受領及び給付 | 地教委より給付金支払通知があり次第受領し、保護者に受領印を徴し給付する |

・留意事項

- (1) 加入契約の名簿の提出
全員加入の場合は、名簿添付を省略できる。
ただし、要保護児童生徒・未加入の転入学児童生徒等、名簿の提出が必要な場合もあるので注意する。
- (2) 要保護・準要保護児童生徒の取扱
同意書は回収するが、共済掛金は市町村で負担するため徴収しない。
要保護児童生徒については生活保護法による医療扶助があるため、医療費（障害見舞金・死亡見舞金を除く）は支給されない。
- (3) 請求の対象
学校管理下における負傷・疾病等（相手から損害賠償を受けた時を除く）で、初診から治癒するまでの医療費総額が5,000円以上（自己負担割合が3割の場合、一般的には支払った額が1,500円以上）の場合に対象となる。
※ 初診時保険外併用療養費（初診料）は、保険診療害のため給付対象とならない。
- (4) 時効並びに給付が行われる期間
給付事由が生じた日から2年間請求しない場合、時効により権利が消滅するので注意する。
医療費は同一の負傷・疾病による医療費支給開始から10年まで、死亡見舞金はその原因による医療費支給開始から10年以内の死亡である場合に支給される。
なお障害見舞金については症状等により異なるので災害共済給付の手引参照。
判断が困難な場合はセンターへ問い合わせる。
- (5) 各事例により提出書類等、異なる部分もあるので、災害共済給付の手引・災害共済給付関係法規集を参照。
また受領の方法等、市町村により異なる場合があるので、地教委の指示に従う。
- (6) インターネットによる「災害共済給付オンライン請求システム」利用
システムを利用することにより、パソコンからの請求手続きや給付金支払い事務、過去のデータ管理など必要な情報を取り出したり集計したりできる。